

令和元年度第3回茂原市子ども・子育て審議会 会議録

日 時	令和元年8月22日(木) 13:30~15:00
会 場	茂原市役所 504 会議室
出席委員	中山会長、齊田委員、片柳委員、佐藤委員、佐野委員、小枝委員、 河野委員、鬼島委員、加藤木委員、萱原委員、荒谷委員
関係課	久我教育部長、渡辺教育部次長兼教育総務課長、保川学校教育課長、 金坂主幹、渡部主事
事務局	岩瀬福祉部長、花沢福祉部次長兼社会福祉課長、佐久間子育て支援課長、 齊藤課長補佐、岡沢子育て家庭相談室長、時田主事
傍聴者	0人
配布資料	<ul style="list-style-type: none">・資料1 (仮称) 南部認定こども園 再募集の概要(案)について・資料2 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策(修正版)

会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) (仮称) 茂原市南部認定こども園 再募集の概要(案)について
 - (2) 第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定における量の見込みと確保方策について(修正案)
- 4 その他
- 5 閉 会

会議要旨

(会長あいさつ)

去る8月15日、戦没者追悼式で天皇陛下からのおことばがありました。日本という国が今後どういった国として進んでいくべきなのかを改めて考え直す大事な日となったのではないのでしょうか。

今年は、茂原市内の小・中学校の夏休みの開始が1週間早まりました。今年の夏は、京都アニメーションの放火事件や、あおり運転の事件など様々な事件がありました。これから新学期を迎える茂原市の子どもたちが健やかに安心して過ごせるよう、皆さんと一緒に考え、意見を出し合いながら本日の審議会を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(議事)

(1) (仮称) 茂原市南部認定こども園 再募集の概要 (案) について

(事務局)

<資料 1 に基づき説明>

(委員)

施設整備への補助制度について説明をお願いします。

(事務局)

施設整備にあたり、保育所部分と幼稚園部分とで大きく分けて 2 種類の補助金を活用します。それぞれ設定する定員数によって補助金の基準額が異なります。例として、200 人定員の保育所を建設する場合は、一般的に 5 億円程度掛かると言われていますが、国・県・市より 2 億 3 千万円程度の補助金が事業者へ支出されます。

(委員)

仮に運営事業者からの応募がなかった場合は、開設時期を遅らせるのでしょうか。

(事務局)

改めて募集要項の見直しを行い再募集するのか、公設も視野に入れて検討していくのか、審議会で諮りながら決定してまいりたいと考えております。

(委員)

前回の運営事業者の募集の際、応募がなかった要因について市はどう考えていますか。

(事務局)

前回は、事業者が土地を確保して施設整備を行うといった内容で募集しましたが、事業者の負担が大きかったことが、応募がなかった主な要因だと考えています。したがって、今回の募集では市有地の五郷保育所用地を活用することで事業者の負担軽減を図りました。

(委員)

事業概要にある支援事業の項目に病児保育事業を記載することは可能ですか。

(事務局)

病児保育事業は病院との連携が必要であり、学校法人や社会福祉法人が単独で事業を実

施することは困難と考えますので、必須の条件とはしておりません。

(委員)

南部認定こども園の年齢ごとの定員の想定はありますか。

(事務局)

最終的な定員数は、来年度の入所状況を踏まえながら事業者との協議により今後決定していきます。

(委員)

募集方法は前回同様に市ウェブサイトとなっておりますが、事業者への周知不足により前回応募がなかったのではないのでしょうか。

(事務局)

募集要項や申請書類の様式の取得方法が市ウェブサイトによるものであり、南部認定こども園の運営事業者募集にあたっては、業界紙への掲載や北部認定こども園の運営事業者募集の際にも市内外の事業者へ周知を行っておりますので、応募があるものと期待しております。

(委員)

事業者への土地の貸付にあたり、賃借料が高いと事業者からの応募がないのではないのでしょうか。その際、再募集を行う場合は賃借料を下げるのでしょうか。

(事務局)

15年間は無償貸与、以降は市の基準により有償といたします。年間40万円程度の賃借料となる見込みですので、事業者の負担は少ないものと考えております。

(委員)

中の島幼稚園が閉園となる際には、在園児は別の施設に転園したのでしょうか。五郷保育所用地の整備期間中に在園児は別の園に転園すると思いますが、転園先の園は定員超過とならないのでしょうか。

また、南部認定こども園の開園にあたり、統廃合の対象となる中の島保育所、五郷幼稚園は閉園となりますか。

(事務局)

中の島幼稚園については、閉園にあたり募集を行っていなかったため、閉園の際に在園

児はいませんでした。

南部認定こども園の整備期間中は、鶴枝保育所で五郷保育所の在園児の代替保育を行う予定です。現在、鶴枝保育所は定員 150 人のところ、在園児が約 80 人であり五郷保育所の園児 76 人を受け入れることは充分可能であると考えております。また、鶴枝保育所での代替保育を希望しない場合については、保護者の意向を踏まえながら他の公立保育所でお預かりしたいと考えています。

なお、統廃合の対象となる中の島保育所と五郷幼稚園については、令和 3 年度末に閉園となります。

(委員)

昨年の審議会では、中の島保育所、五郷保育所の間接点から 1.5 k m以内の市有地を活用した整備を検討していると説明がありましたが、五郷保育所用地の活用となると中の島保育所から距離もあり、以前検討していた範囲から外れてしまうのではないのでしょうか。

(事務局)

整備区域としては五郷地区に片寄ってしまいましたが、区域内となっております。中の島地区の周辺には東茂原保育園等があり、他の地区と比較しても保育所が不足しているとは考えておりません。

(委員)

施設整備にあたり、土壌調査は行いますか。また、令和 2 年度に地質調査を行うようですが、五郷保育所の解体は令和 3 年度となっております。解体後の施設が建っていた場所の地質調査は行わないのですか。

(事務局)

もともと保育所用地であることから土壌調査は必要ないと考えております。また、地質調査につきましては、敷地内の調査することで十分な調査結果が得られるものと伺っております。

(委員)

応募資格として、学校法人又は社会福祉法人で認可保育所、幼稚園、認定こども園の運営実績がある者となっておりますが、その他の様々な事業を実施している事業者の新規参入は検討していないのですか。

(事務局)

幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体を除いては学校法人又は社会福祉法

人のみと定められております。また、南部認定こども園については、公立施設の統廃合を行い、その受け皿として整備をすることから運営実績のある法人とさせていただきます。

(委員)

施設整備にあたり建設業者等はどのように決定するのか伺います。

(事務局)

施設整備における事業者の決定方法については、茂原市の入札基準に準拠することになっておりますので、選定事業者が市内企業を優先に入札を執行するものと考えます。

(2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定における量の見込みと確保方策について (修正案)

(事務局)

<資料 2 に基づき説明>

(委員)

幼稚園在園児を対象とした一時預かりにおける第 2 期見込値の算出にあたり、実績値による平均増加率を用いていますが、平成 27 年度の実績値を加味していない理由を伺います。

(事務局)

平成 27 年度実績値と平成 28～30 年度実績値に乖離が生じているため、平均増加率の算出にあたっては近似値を用いた方がより正確な算出が出来ると判断しました。

(委員)

他の年度と比べて平成 27 年度の実績値が低い理由を伺います。

(事務局)

平成 27 年度は事業開始年度であり、事業がまだ周知されていなかったためと考えます。

(委員)

第 2 回審議会の資料と比べて、いくつかの事業において第 2 期見込値の算出にあたって用いている平均増加率が修正されていることについて伺います。

(事務局)

第 2 回審議会の資料では、実績値の他に関数を用いて第 2 期見込値を算出していました

が、今回の資料では実績値のみを算出根拠としていることから数値が修正されています。

(事務局)

その他の一時預かりの実績値においては、平成 27 年度と平成 28 年度に乖離が生じているため、当初の第 2 期見込値の算出にあたっては、平成 27 年度を除いて平均増加率を算出していましたが、実績値全体の伸び率が一定ではないことから、平成 27 年度も含めることといたしました。

(委員)

放課後児童健全育成事業については、高学年と比べて低学年が優先的に利用することができる制度であることから、高学年については、実際には需要があるのにも関わらず定員の関係で利用ができていないことが考えられますので、第 2 期見込値及び確保方策の増加を検討するべきだと思います。

(事務局)

今後、大幅に利用者が増加するとは考えにくいいため、第 2 期見込値及び確保方策については現状の計画値で検討しますが、第 2 期計画期間中の動向によっては、中間年の見直しにより計画値の修正を行います。

(委員)

妊婦健康診査において、各値の単位が「人」となっていますが、これは延人数を指しますか。

(事務局)

単位は延人数を指します。第 1 期計画とあわせた標記としていますが、第 2 期計画での標記については検討いたします。

(委員)

養育支援訪問事業について、養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問する事業とありますが、その判断基準について伺います。

(事務局)

一般の子育て支援サービス、その他の福祉サービスの利用だけでは十分な養育が困難と判断される家庭を対象とします。例として、鬱病等の精神的な問題により、家庭に母子だけにするのは危険と判断した場合、子どもの支援というよりも親の支援としてこの事業があります。また、利用者の申請により行える事業であり、利用の増加を図るため、今後も

周知に努めます。

(委員)

養育支援訪問事業について補足ですが、児童養護施設から家庭復帰して間もない子がいる家庭や、発達面に課題のある子の関わり方について悩んでいる家庭も、この事業の対象として支援を行っています。

(委員)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業とは、どのような事業ですか。

(事務局)

主な内容としては、多様な事業者の能力を活用するため、保育所等の施設運営や地域子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、市からアドバイザーの派遣等を行い事業推進の支援をしたり、私立認定こども園において、2人以上の障害児または障害児保育事業の対象となる子どもを受け入れている場合に、職員の加配に必要な費用の一部を補助したりする事業となります。

(委員)

新規参入する事業として、放課後児童健全育成事業も含まれますか。

(事務局)

放課後児童健全育成事業は対象外です。なお、放課後児童健全育成事業については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業とは別の補助制度があります。

(その他)

(委員)

令和元年4月1日から7月末までのファミリー・サポート・センター事業の実績を報告いたします。依頼会員40人、提供会員20人、両方会員3人の会員登録がありました。活動状況といたしまして、児童の預かりや学童クラブ、習い事の送迎等の活動を計48回行いました。

(事務局)

最後に事務局よりご連絡をさせていただきます。次回の審議会ですが、9月26日(木)の開催を予定しております。後日改めて開催案内を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日の議事録を後日郵送させていただきますので、加筆修正等がございましたら、

次回の審議会の中で確認させていただき、その後に茂原市ウェブサイトにて公表したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(閉会)

(事務局)

長時間にわたり慎重なご審議を頂き、ありがとうございました。以上をもちまして「令和元年度第3回茂原市子ども・子育て審議会」を閉会させていただきます。お疲れ様でした。